

広島県告示第五百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
毘沙門台一丁目二十八地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を市道安佐南二区二百三十三号線沿いに結んだ線、標柱八号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	字	地番	標柱番号
広島市 安佐南区	緑井 三丁目	毘沙門台 一丁目		二六五七番一	標柱一号
				六四七番一	標柱二号
				二六五四番二	
	緑井 三丁目	毘沙門台 一丁目		六四七番一	標柱二号
				六四七番一	
				二六五四番二	
				六四七番一	標柱三号
				三五七五番一	標柱四号及び五号
				二五九九番二	標柱六号
				三五八六番	標柱七号
	緑井 三丁目			三六〇四番	標柱八号
				二四六七番	標柱九号
緑井 三丁目			五六四一番一	標柱一〇号	
			五六四二番	標柱一一号	
			二六五三番一	標柱一二号	